

審 第 1 1 7 3 号

答 申 第 5 4 6 号

令 和 2 年 8 月 2 8 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年11月27日付け印土第1418号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第963号

平成30年10月23日付けで審査請求人から提起された、平成30年10月11日付け印土第1123号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成30年10月11日付け印土第1123号で行った行政文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年9月14日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、次のとおりである。

- (1) 平成30年9月14日付け行政文書開示請求書には、「〇〇〇〇、別紙参照」と記載されており、「別紙」として、「開示場合」と題する文書1枚、「〇用地買収の時系列」と題する文書1枚及び千葉県印旛土木事務所の職員の名刺が印刷された文書2枚が添付されている。
- (2) 添付された文書のうち、「開示場合」と題する文書1枚には、次のとおり記載されている。

「開示場合

〇〇〇〇

昭和56年12月23日開示場所買収。198.67㎡

（地元住民の要望により、計画道路では生活道路がなくなる為、北側に変更された。その時点で追加買収が行われず、当時の印旛土木担当職員の不正操作が行われた。現在に至り、平成28年12月28日地籍調査の境界立ち合いで国道〇〇〇〇号線の路線が未買収土地140.20㎡が発見された。）用地買収の時系列参照

その後、未買収地が発見されたのに印旛土木職員（〇〇〇〇所長他7名）は、即対応せず、未買収土地所有者からの苦情により、用地交渉が行われた。職員の態度は、上から目線、言葉はおうへいで親方日の丸てきな話し方である、職員が多数で訪問し数に圧倒され土地所有者は聞き手であった、この問題が起きたことの重大性がわからない印旛土木職員の対応でした。

今後の要求

行政文章開示請求書（報告書を作成すること）。

印旛土木職員の新聞等謝罪及び県民に対しての職員への接遇の再教育すること。

未買収地の借地料請求する。（過去も含む）」

(3) 添付された文書のうち、「〇用地買収の時系列」と題する文書1枚には、次のとおり記載されている。

「〇用地買収の時系列

昭和56年12月23日 〇〇〇〇 契約 198.67㎡(公簿254㎡) 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円(〇〇〇〇円/㎡)

昭和57年1月14日 // 〇〇〇〇 分筆 39㎡ 〇〇〇〇(〇〇〇〇)

昭和57年1月14日 // 〇〇〇〇 分筆 198.67㎡ 千葉県

昭和57年1月14日 // 〇〇〇〇 分筆 15.52㎡ 〇〇〇〇(平成10年9月25日相続)

平成11年3月24日 道路供用開始 印旛土木事務所

平成28年12月28日 地積調査の境界立会 〇〇〇〇

平成29年1月13日 地積調査の境界確認 〇〇〇〇建設課、印旛土木事務所管理課

平成29年2月14日 用地交渉 印旛土木事務所用地課 〇〇〇〇課長

平成29年2月22日 // //

平成29年4月11日 // //

平成29年5月2日 // //

平成29年5月30日 // //

平成29年7月6日 // //

平成29年8月1日 〃 〃

平成29年8月9日 〃 〃

H29. 2/14

地元住民か要望

生活道路が不便になる為、計画を変更したとの事(〇〇〇〇)」

(4) 上記(1)から(3)までに掲げる本件請求の内容が不明確であることから、実施機関は審査請求人に当該内容を電話で確認したところ、「〇〇〇〇道路計画の変更計画書・理由書」であると確認した。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「〇〇〇〇道路計画の変更計画書・理由書」(以下「本件対象文書」という。)及び「平成29年1月13日地籍調査の境界確認(境界確定(地籍調査)立会報告書)」を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について本件不開示決定を行い、当該報告書について平成30年10月11日付け印土第1123号で行政文書部分不開示決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定を不服として、平成30年10月23日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

当時計画の国道〇〇〇〇号の土地使用者に、印土職員が計画説明及び買収の際、計画図等を参照しながら説明し買収作業したとのこと。(情報)

このことから印土職員は、当時の土地所有者宅に訪問して図面等保存していれば、資料提供をして頂き、その当時の計画図を基にして検証することができ、不開示となった変更計画図・理由書の解明ができる。

この事案について、印土職員は更なる努力をすることを望みます。

3 反論書の要旨

(1) 開示請求されたもの

ア 用地買収の時系列は、土地所有者から要請して平成30年8/9に受領したもので、交渉時印土職員は内部資料で把握して臨んでいるが、所有者は経過もわからず不安で臨んでおり、印土職員の優位的な立場で交渉が進められたもので、印土職員は説明の際、資料作成して説明をするべきであった。

イ 地籍調査の境界確認（平成29年1/13）は、用地交渉時の前に行われたもので、印土職員は事前に内容把握して臨んでおり、知らないのは本人のみであった。（報告内容知りたかった）

行政文書部分開示決定通知書（平成30年10/11）にて、当時の印土職員が土地買収の契約の際、作業ミスにより追加買収行われず未買収地が残り現在に至っており、所有者に対して認めた報告書である。

なお、平成11年に〇〇〇〇から寄贈された地図を引き継いだもので、確認等はなくそのまま保存したもので確認はしていないと言う証言をする。

印土は、〇〇〇〇から寄贈された同様な地図は作成していないと証言する。

（30.10/18管理課長）

土地所有者は、印土が作成した地図（平成11.12/20調査）の公図写を次長、管理課長、用地課長に無い地図みせ、断言していたことができなくなった。

これによって、印土がこの地図の発覚によって認識があったことが判明された。

（管理課長）

（30.11/28）

行政文書開示請求書（平成12.1/18現地立会）する。

ウ 用地交渉日誌

(ア) 平成29年2/14の日誌

公文書であるのに誤字が多く相手方名も間違っており、この文書は公文書であるか疑われる。

内容は、土地所有が誰かを認めたが、印土と〇〇〇〇での地籍調査した報告書の内容を把握しながら、相手方に教えず交渉に臨み当時の職員の仕事上のミスの表面化を隠し交渉を進めていた。

備考欄に、相手方の評価している印土職員は、不始末を起こした職員同様特別な人間なのか評価できる立場なのか資格あるの。

(〇〇〇〇課長)

(イ) 平成29年2/22の日誌

前回通りで学習能力なく文書管理者の低さがみられる。

(ウ) 平成29年4/11の日誌

前回の通り。

(エ) 平成29年5/2の日誌

前回通り。

相手の話し方の内容については、土地所有者を評価することができる印土職員は立場なのか。

当方から話した内容について

過去に作られた地図をみると、道路が建設省と表現されていますについてのことで、当時買収の際、道路計画の変更に追加買収せず工事したために起きた事案である。

〇〇〇〇の地籍調査で発見されたもので、印土は〇〇〇〇よりレベルの低い行政なのか。

内容は、不始末を起こした職員の謝罪がない。印土の優位の立場で交渉を開始する、過去の裁判例を出し印土の正当性訴えたものである。

行政力の強さ強調し現職員は全てがモラルハラスメントである。

モラハラに加害者の定義

- ・印土は優位に立ちたい。
- ・印土は特別な人間だ。
- ・印土はすべてが正しい。
- ・印土は利益のために、土地所有者を利用しても悪いと思わない。

用地交渉が進められた。

(オ) 平成29年8/9の日誌について

所長以下多数で用地交渉に訪問にきたが、土木を優位な立場を見せるための行動と思われる。

用地交渉の検証

地籍調査した報告書内容を表面化せずに進められたため、印土の用地買収時の作業ミスを隠し、土木側の優位な立場で進められ交渉であった。

後に、行政情報開示請求で発覚し土地所有者に開示され、土木側の汚点が判明した。

(2) 不開示になったもの

平成30年10/15印土第1359号弁明書

弁明書5の弁明内容で当時の買収の際、計画図面等を参照しながら説明したことを情報として印土へ伝えたが、確認もせず文書管理保存年数を盾にして不開示とした。

この事案は、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」に違反することなので、印土は時系列(参照)、用地買収の不手際により起きたことを自覚せず、職員は権限のある行政として立場を利用して用地交渉日誌(参照)で検証できる。

本件の条例もあるが印土は県民の奉仕として、この事案で所有者の財産侵害、モラルハラスメントの行為、印土職員は当時の売買契約者宅へ訪問行動することにより、過去の計画図面の発見、印土所長が謝罪することを望みます。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件対象文書の内容

本件対象文書は、〇〇〇〇の国道〇〇〇〇号を整備するために当初作成された道路計画から、変更された道路計画の変更計画書・理由書である。

2 不開示の理由

本件対象文書は、〇〇〇〇の一般国道〇〇〇〇号の道路計画の変更計画書・理由書であるが、千葉県行政文書管理規則(平成13年千葉県規則第30号)第10条第1項に定める保存期間は5年であり、当該道路は平成11年3月24日に供用開始(平

成11年3月23日（火曜日）付け第11365号、千葉県告示第267号）されており、本件対象文書は、それ以前に作成されたもので、保存年限の満了に伴い、廃棄済みであり、現在は存在しないため、条例第12条第2項の規定により不開示としたものである。

3 弁明の内容

審査請求人は、本件対象文書について、計画当時の国道〇〇〇〇号の土地使用者に印旛土木事務所職員が、計画説明及び買収の際、計画図面等を参照しながら説明し買収作業をしたとの情報から、印旛土木事務所職員は、当時の土地所有者宅に訪問して、図面等保存していれば資料提供を受けることによって、その当時の計画図を基にして検証することができ、不開示となった変更計画図・理由書の説明ができる旨主張する。

しかしながら、審査請求人がいう主張は、不開示になった行政文書の検証や説明を求めるもので、条例における行政文書とは、条例第2条第2項条文中に「当該実施機関が保有しているものをいう」とあり、本件対象文書は、保有していないため不開示になったものであり、審査請求人の検証や説明を求めるという主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件不開示決定の妥当性

審査請求人は、平成30年11月8日付け審査請求確認書において、同年10月23日付け審査請求に係る処分は本件不開示決定であるとしていることから、本件不開示決定の妥当性について、次のとおり検討する。

- (1) 実施機関は、本件請求の内容を上記第2-2(4)であると確認し、本件対象文書を特定した。
- (2) 当審査会は、実施機関が本件対象文書を特定したことについて、上記第2-2(1)の行政文書開示請求書及び上記第2-2(2)及び(3)の当該請求書に添付された文書並びに上記第2-2(4)について実施機関から提出された、本件請求の内容を電話で確認した旨の文書（以下「本件確認文書」という。）により次に掲げる事項を確認した。

ア 上記第2 2 (1) から (3) までに係る上記の文書から、本件請求は、特定の
地番における道路に関する文書とは判別できるものの、条例第7条第1項第2号に
規定する行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分な請求であること。

イ 本件確認文書を見分したところ、電話で連絡したこと、本件請求の内容は上記第
2 2 (4) である旨が記載されているにすぎず、電話で連絡した日付、対応した
職員の氏名、確認の経緯等は記載されていないこと。

(3) 本件確認文書は上記(2)イのとおりであり、実施機関がこれをもって上記(1)
と判断した理由が不明であったことから、実施機関に本件対象文書を特定するに至
った具体的な経緯及び理由について説明を求めたところ、おおむね次のとおり回答
があった。

本件請求を受け、担当課(所)の職員が、審査請求人の意向と行き違いのないよ
う、また、手続に手戻りのないよう審査請求人との用地交渉の内容を踏まえて、平
成30年9月18日又は同月19日に電話での聞き取りを行った。

平成29年2月14日の用地交渉では審査請求人に、「当初計画では側道はなく、
地元の要望で側道を造ったと思われる。その際に利根川側の河川区域に道路を振っ
たと思われる。」と説明している。

一方で、審査請求人から本件請求の意向が示された平成30年9月10日付けの
交渉では、審査請求人から「昭和56年の買収から平成29年までの間にどうして
自分の土地が道路として無断で使われているかを知りたい」との主張があった。

このことから、審査請求人が求めた情報は、①北側に変更された経緯と②追加買
収が行われなかった理由であると確認した。

しかしながら、②追加買収が行われなかった理由については、「○用地買収の時系
列」として既に審査請求人に提供済みであることから、本件請求は「道路計画の変
更計画書・理由書」として審査請求人から了解を得たものである。

最終的な確認は審査請求人の発言内容を踏まえた、担当課(所)の職員からの「道
路計画の変更計画書・理由書」という言葉で了解を得たものである。

(4) 当該回答を受けて、当審査会は、審査請求人に当該回答について意見を求めた
ところ、おおむね次のとおり意見があった。

当該回答と異なる内容で担当課（所）の職員から「道路計画の変更計画書・理由書」と言葉があり、電話での了解を得たものと記載しているが、審査請求人は理解のわからないまま説得されたと思う。

(5) 実施機関の回答及び審査請求人の意見は以上のとおりであり、実施機関は、本件請求を上記第2 2 (4)と確認し、本件対象文書である「〇〇〇〇道路計画の変更計画書・理由書」を特定したと説明するが、次に掲げる事由から、審査請求人の意思に基づく行政文書の特定があったと認めることはできない。

ア 審査請求人は、上記(4)のとおり本件請求を〇〇〇〇「道路計画の変更計画書・理由書」とは了解していない旨の回答があったこと。

イ 上記(2)イのとおり、本件確認文書は、電話で連絡した日付が記載されていない等形式的な不備があることもさることながら、記載された内容を上記(3)のように実施機関に照会する等再度確認しなければ、当該内容を理解することが困難な記載であり、本件確認文書から、審査請求人が本件請求の内容を上記(3)のとおり了解したという事実を推認できないこと。

(6) したがって、本件不開示決定は、審査請求人の本件請求の内容を正しく理解しない不当なものであり、かつ、瑕疵があったと言わざるを得ず、実施機関は、本件不開示決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関は、本件不開示決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

4 附言

当審査会の結論は、上記3のとおりであるが、当該結論に至るに当たって、実施機関の事務に不適切な点が認められたことから、次のとおり附言する。

(1) 行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、本件請求は、上記1 (2)アのとおり、上記第2 2 (1)の行政文書開示請求書及び上記第2 2 (2)及び(3)の当該請求書に添付された文書から、特

定の地番における道路に関する文書とは判別できるものの、条例第7条第1項第2号に規定する行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分な請求である。

その上、実施機関は、昭和50年代の道路に係る事業という正確な事実の確認が困難な状況の中で、本件請求に係る行政文書を特定する必要があった。

しかしながら、そのような状況であるならばなおのこと、本件請求の内容を確認するに当たっては、審査請求人の本件請求における意思を正確に確認し、記録を残しておく必要があったと言ふべきである。

開示請求の内容が不明確な場合には、第一義的には、書面による補正を検討すべきであるが、実施機関が口頭で確認する場合には、正確に記録を残すべきであり、その記録については、当該確認を行った担当課（所）の職員の氏名、日時、場所等形式的な要件を備えているとともに、当該意思をどのように確認したかという経過が明らかとなる書面を作成するよう努めなければならない。

そして、このような記録は、その後の争訟があり得ることなどを踏まえれば、検証に耐え得る信用性のあるものでなければならない。

本件対象文書の特定に当たって、本件確認文書は、上記1（2）イのとおりであり、上記1（5）イのとおり評価せざるを得ず、本件確認文書等から本件対象文書を特定し、本件不開示決定を行っていることは不適切である。

実施機関は、開示請求者の求める行政文書を適切に特定するよう努めるとともに、特定するに当たって開示請求の内容を開示請求者に確認した場合には、上記に述べたように、適切に検証に耐え得る信用性のある記録を残しておく必要がある。

- (2) 本件不開示決定に係る行政文書不開示決定通知書には、本件対象文書について「当該文書は存在したが、保存年限の満了に伴い、廃棄済であり、現在は存在しない。」と記載されているところ、当審査会が、当審査会の事務局職員をして、実施機関にこの記載について説明を求めたところ、本件対象文書は、実施機関において作成又は取得しておらず保有していないと回答があった。

当該通知書に理由を記載することは、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにあるから、事実と異なる理由を記載することはこの趣旨に合致せず、そのこと自体で取消し事由となり得るものであることに十分注意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月27日	諮問書の受付
平成30年12月 5日	反論書の写しの受付
令和 元年11月27日	審議
令和 元年12月18日	審議
令和 2年 1月29日	審議
令和 2年 2月26日	審議
令和 2年 3月25日	審議
令和 2年 6月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)